

第610回茨城県内水面漁場管理委員会 次第

日時：令和6年11月26日（火）

午後1時から

場所：涸沼水鳥・湿地センター

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員 名、出席委員 名、欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員 委員

5 議 題

第1号議案 内水面漁業調整規則の一部改正について（諮問）

6 報告事項

（1）採捕の許可の更新等について（かにかご他）

（2）令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック
協議会結果について

（3）資源管理の状況等の報告

（4）涸沼におけるヤマトシジミの調査

7 その他

8 閉 会



資料No. 1

漁諮問第 12 号

茨城県内水面漁場管理委員会

茨城県内水面漁業調整規則（令和 2 年茨城県規則第 74 号）を別紙のとおり改正したいので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 119 条第 8 項及び水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）第 4 条第 7 項の規定により意見を求める。

令和 6 年 11 月 15 日

茨城県知事 大井川 和彦



茨城県規則第 号

茨城県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

茨城県内水面漁業調整規則（令和 2 年茨城県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第31条の表久慈川の項中「1529番3の地先に設置した標柱」の次に「(北緯36度35.324分東経140度24.803分の点)」を、「2074番2に設置した標柱」の次に「(北緯36度35.270分東経140度24.935分の点)」を、「1646番に設置した標柱」の次に「(北緯36度36.113分東経140度25.272分の点)」を、「118番1の地先に設置した標柱」の次に「(北緯36度36.150分東経140度25.377分の点)」を加え、同表鬼怒川の項中「右岸鬼怒川大橋基部下流端」の次に「(北緯36度14.370分東経139度53.948分の点)」を、「左岸鬼怒川大橋基部下流端」の次に「(北緯36度14.547分東経139度54.299分の点)」を、「右岸栄橋基部下流端」の次に「(北緯36度16.711分東経139度54.301分の点)」を、「左岸栄橋基部下流端」の次に「(北緯36度16.607分東経139度54.465分の点)」を加える。

第48条第1項中「該当する」の次に「場合には、当該違反行為をした」を加え、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改める。

第49条中「違反した」の次に「ときは、当該違反行為をした」を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第48条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）及び次項の規定は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

茨城県内水面漁業調整規則（令和2年規則第74号）新旧対照表

改正案			現行		
○茨城県内水面漁業調整規則			○茨城県内水面漁業調整規則		
令和2年11月12日 茨城県規則第74号			令和2年11月12日 茨城県規則第74号		
第1条～第30条（略）			第1条～第30条（略）		
（保護水面における採捕の禁止）			（保護水面における採捕の禁止）		
第31条 何人も、次の表の左欄に掲げる河川のうち同表の中欄に掲げる保護水面（水産資源保護法第18条第1項の規定により指定されたものをいう。）の区域において、同表の右欄に掲げる期間中、水産動植物を採捕してはならない。			第31条 何人も、次の表の左欄に掲げる河川のうち同表の中欄に掲げる保護水面（水産資源保護法第18条第1項の規定により指定されたものをいう。）の区域において、同表の右欄に掲げる期間中、水産動植物を採捕してはならない。		
河川名	区域	期間	河川名	区域	期間
久慈川	次に掲げる基点1と基点2を結んだ線から基点3と基点4を結んだ線に至る間 基点1 常陸大宮市岩崎字寺下1529番3の地先に設置した標柱（北緯36度35.324分東経140度24.803分の点） 基点2 常陸大宮市辰の口字下川原2074番2に設置した標柱（北緯36度35.270分東経140度24.	9月20日から11月30日まで	久慈川	次に掲げる基点1と基点2を結んだ線から基点3と基点4を結んだ線に至る間 基点1 常陸大宮市岩崎字寺下1529番3の地先に設置した標柱 _____ _____ 基点2 常陸大宮市辰の口字下川原2074番2に設置した標柱	9月20日から11月30日まで

	<p><u>935分の点)</u></p> <p>基点3 常陸大宮市岩崎字東坏川原1646番に設置した標柱 <u>(北緯36度36. 113分東経140度25. 272分の点)</u></p> <p>基点4 常陸大宮市照山字境沢118番1の地先に設置した標柱 <u>(北緯36度36. 150分東経140度25. 377分の点)</u></p>	
鬼怒川	<p>次に掲げる基点1と基点2を結んだ線から基点3と基点4を結んだ線に至る間</p> <p>基点1 結城市大字山王字中河原980番の2地先の鬼怒川本流右岸鬼怒川大橋基部下流端 <u>(北緯36度14. 370分東経139度53. 948分の点)</u></p> <p>基点2 筑西市関本下字前浜1091番の1地先の鬼怒川本流左岸鬼怒川大橋基部下流端 <u>(北緯36度14. 547分東経139度54. 299分の点)</u></p> <p>基点3 結城市久保田字新田79番の1地先の鬼怒川本流右岸栄橋基部上流端 <u>(北緯36度16. 711分東経139度54. 301分の点)</u></p> <p>基点4 筑西市船玉字川端73番の6地先の鬼怒川本流左岸栄橋基部上流端 <u>(北緯36度16. 607分東経139度54. 465分の点)</u></p>	<p>9月20日から11月30日まで</p>

第32条～第47条 (略)

	<p>_____</p> <p>基点3 常陸大宮市岩崎字東坏川原1646番に設置した標柱_____</p> <p>_____</p> <p>基点4 常陸大宮市照山字境沢118番1の地先に設置した標柱_____</p> <p>_____</p>	
鬼怒川	<p>次に掲げる基点1と基点2を結んだ線から基点3と基点4を結んだ線に至る間</p> <p>基点1 結城市大字山王字中河原980番の2地先の鬼怒川本流右岸鬼怒川大橋基部下流端_____</p> <p>_____</p> <p>基点2 筑西市関本下字前浜1091番の1地先の鬼怒川本流左岸鬼怒川大橋基部下流端_____</p> <p>_____</p> <p>基点3 結城市久保田字新田79番の1地先の鬼怒川本流右岸栄橋基部上流端_____</p> <p>_____</p> <p>基点4 筑西市船玉字川端73番の6地先の鬼怒川本流左岸栄橋基部上流端_____</p> <p>_____</p>	<p>9月20日から11月30日まで</p>

第32条～第47条 (略)

第48条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(1) 第30条第1項、第31条から第39条まで又は第40条第1項の規定に違反したとき。

(2) 第30条第13項において準用する第13条第1項又は第2項の規定により付けた条件に違反したとき。

(3) 第22条第1項（第30条第13項において準用する場合を含む。）、第30条第13項において準用する第21条第2項、第40条第2項又は第43条第1項の規定に基づく命令に違反したとき。

2 (略)

第49条 第24条第1項（第41条第8項において準用する場合を含む。）又は第30条第10項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、科料に処する。

第50条・第51条 (略)

第48条 次の各号のいずれかに該当する_____者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(1) 第30条第1項、第31条から第39条まで又は第40条第1項の規定に違反した者_____

(2) 第30条第13項において準用する第13条第1項又は第2項の規定により付けた条件に違反した者_____

(3) 第22条第1項（第30条第13項において準用する場合を含む。）、第30条第13項において準用する第21条第2項、第40条第2項又は第43条第1項の規定に基づく命令に違反した者_____

2 (略)

第49条 第24条第1項（第41条第8項において準用する場合を含む。）又は第30条第10項の規定に違反した_____者は、科料に処する。

第50条・第51条 (略)

茨城県内水面漁業調整規則の一部改正の概要

1 改正の内容及び理由

(1) 保護水面の区域表記の改正（緯度経度表記の追加）（第31条の改正）

衛星測位及び地理情報システムの技術の発達により、緯度経度の情報を容易に得られるようになったことを踏まえ、第31条に定める保護水面の区域を明確にし、より適切な取締を行うことができるようにするため、基点の緯度経度を測量によって明らかにし、表記について必要な改正を行う。

(2) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正（第48条第1項の改正）

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が令和4年6月17日に公布され、令和7年6月1日から施行される。

改正の内容は、刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して、拘禁刑を創設等するものであるため、当該改正に伴い、関係条文を改正する。

(3) 文言の適正化（第48条第1項及び第49条の改正）

両罰規定の対象となる規定について、自然人を対象とすることを明確化する。

2 施行日

公布の日から施行する。ただし、第48条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和7年6月1日から施行する。

規則一部改正の主なスケジュール

年度	月	事項	内容
R6	9月	改正案説明	漁場管理委員会へ規則改正案の事前説明
	11月	委員会諮問 ・答申	知事から漁場管理委員会あての諮問・答申
	12月	認可申請	知事から農林水産大臣あての認可申請
	1月	認可	農林水産大臣からの認可
	3月	公示	県報登載
R7	～6月	施行	公布の日から施行。 ただし、第48条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和7年6月1日から施行。

採捕の許可の更新等について

令和6年11月26日

茨城県農林水産部漁政課

茨城県内水面漁業調整規則第30条に基づく水産動植物の採捕の許可のうち、本年度許可期間が満了する以下の漁具漁法については、現行の取扱要領に基づき更新又は新規許可の発給作業を行う。

1 かにかご

(1) 現行許可の概要

許可する統数	漁場利用状況等に応じ決定 ※那珂川第一及び那珂川漁協から同意を得た者には、「かに網」の許可減に見合う「かにかご」の新規許可を行う
採捕区域	茨内共第13号共同漁業権漁場内
採捕期間	11月1日から翌年5月31日まで
許可有効期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日

(2) 許可件数の推移 (H28～R6) ※R6年は10月末現在

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
那珂川第一	15	15	15	12	12	12	11	11	11
那珂川	7	7	7	13	13	13	16	16	16

(3) 採捕状況

①那珂川第一

期 間	R3. 11. 1～R4. 5. 31	R4. 11. 1～R5. 5. 31	R5. 11. 1～R6. 5. 31
採捕日数 (人・日)	155	61	130
採捕重量 (kg)	349.6	105.3	231.1

②那珂川

期 間	R3. 11. 1～R4. 5. 31	R4. 11. 1～R5. 5. 31	R5. 11. 1～R6. 5. 31
採捕日数 (人・日)	185	290	255
採捕重量 (kg)	335	315	245

(4) 要望等 (漁協聞き取り)

引き続き、現行の内容で許可を要望したい。(那珂川第一、那珂川)

2 かに網

(1) 現行許可の概要

許可する統数	漁場利用状況等に応じ決定 ※那珂川第一及び那珂川漁協から同意を得た者には、「かにかご」の許可減に見合う「かに網」の新規許可を行う
採捕区域	茨内共第13号共同漁業権漁場内
採捕期間	12月1日から翌年5月31日まで
許可有効期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日

(2) 許可件数の推移 (H28～R6) ※R6年は10月末現在

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
那珂川第一	22	22	22	22	22	22	23	23	23
那珂川	78	78	78	70	70	70	60	60	60

(3) 採捕状況

①那珂川第一

期 間	R3. 12. 1～R4. 5. 31	R4. 12. 1～R5. 5. 31	R5. 12. 1～R6. 5. 31
採捕日数 (人・日)	383	401	436
採捕重量 (kg)	855	787	865

②那珂川

期 間	R3. 12. 1～R4. 5. 31	R4. 12. 1～R5. 5. 31	R5. 12. 1～R6. 5. 31
採捕日数 (人・日)	1,390	1,375	1,470
採捕重量 (kg)	1,936	2,205	1,715

(4) 要望等 (漁協聞き取り)

引き続き、現行の内容で許可を要望したい。(那珂川第一、那珂川)

かにかごによる採捕の許可に関する取扱要領

かにかご（以下「本漁法」という）による採捕の許可については、茨城県内水面漁業調整規則の規定によるほか、この取扱要領の定めるところによる。

1 許可をする統数

許可の統数は、漁場利用状況等に応じ決定するものとする。

2 許可の基準

(1) 許可の対象者

次の各号のいずれかに該当する者は、許可をする。

ア 茨内共第 13 号共同漁業権者のいずれにも同意を得ている者が、本漁法による採捕の許可を申請した場合

イ 知事が特に認めた場合

(2) 許可をしない場合

次の各号のいずれかに該当する場合は許可しない。

ア 同一人が 2 件以上の申請を行った場合

イ 同一人がかにかごの許可申請を行った場合

3 許可の有効期間

3 年とする。ただし、許可の有効期間内に新規の許可をした場合は、その残存期間とする。

4 許可の条件

(1) 採捕区域は、茨内共第 13 号共同漁業権漁場区域内とする。

(2) 採捕期間は、11 月 1 日から翌年 5 月 31 日までとする。

(3) 採捕に従事する者以外の者に採捕をさせてはならない。

(4) 使用できるかにかごの数は、最大 30 個以内でなければならない。

(5) 船舶の航行を妨げてはならない。

付則

この取扱要領は、平成 4 年 3 月 5 日から施行する。

付則

この取扱要領は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

ふくろ網のうちかに網による採捕の許可に関する取扱要領

ふくろ網のうちかに網（以下「本漁法」という）による採捕の許可については、茨城県内水面漁業調整規則の規定によるほか、この取扱要領の定めるところによる。

1 許可をする統数

許可の統数は、漁場利用状況等に応じ決定するものとする。

2 許可の基準

(1) 許可の対象者

次の各号のいずれかに該当する者は、許可をする。

ア 茨内共第 13 号共同漁業権者のいずれにも同意を得ている者が、本漁法による採捕の許可を申請した場合

イ 知事が特に認めた場合

(2) 許可をしない場合

次の各号のいずれかに該当する場合は許可しない。

ア 同一人が 2 件以上の申請を行った場合

イ 同一人がかにかこの許可申請を行った場合

3 許可の有効期間

3 年とする。ただし、許可の有効期間内に新規の許可をした場合は、その残存期間とする。

4 許可の条件

(1) 採捕区域は、茨内共第 13 号共同漁業権漁場区域内とする。

(2) 採捕期間は、12 月 1 日から翌年 5 月 31 日までとする。

(3) 採捕に従事する者以外の者に採捕をさせてはならない。

(4) かにか網の両袖の長さは 18 メートル以内でなければならない。

(5) かにか網は 1 人 1 ヶ統でなければならない。

(6) 漁具の敷設中は、許可番号、氏名を記した 1 辺が 15 センチメートル以上の木札を水面から 1 メートル以上の高さに表示しなければならない。

(7) 船舶の航行を妨げてはならない。

付則

この取扱要領は、平成 4 年 3 月 5 日から施行する。

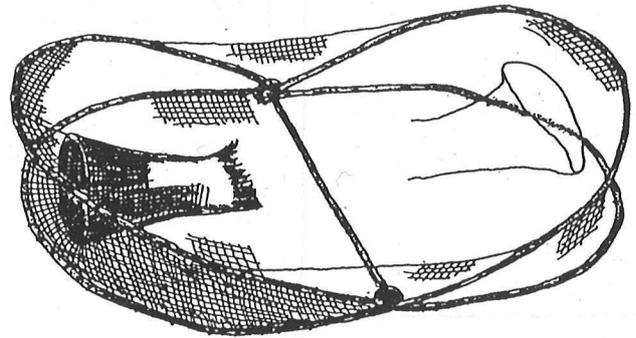
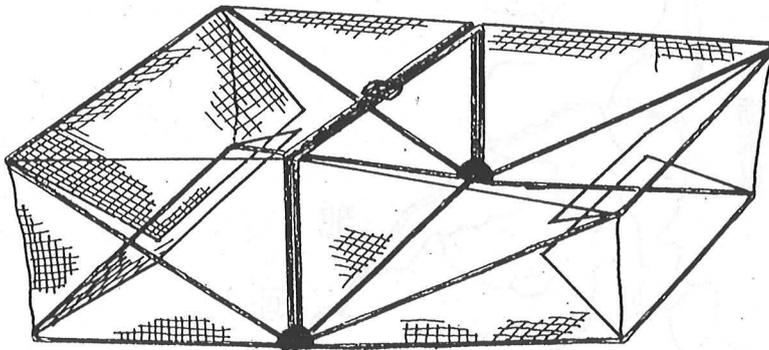
付則

この取扱要領は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

かにかご

漁具の構造： 金属の枠（縦50cm、横100cm、高さ25cm）とこれに目合10～15mmのナイロン網を張りめぐらし、左右にはかえしがついている入口がある。中央部はがま口状に開閉するようになっている。

このほか、長半円形の折りたたむことのできるものもある。



漁法： かごの中にかつおの頭や内臓などの餌を入れ、川のみおすじやトロ場に設置し、2～3日後に揚げる。

漁期： 11～5月

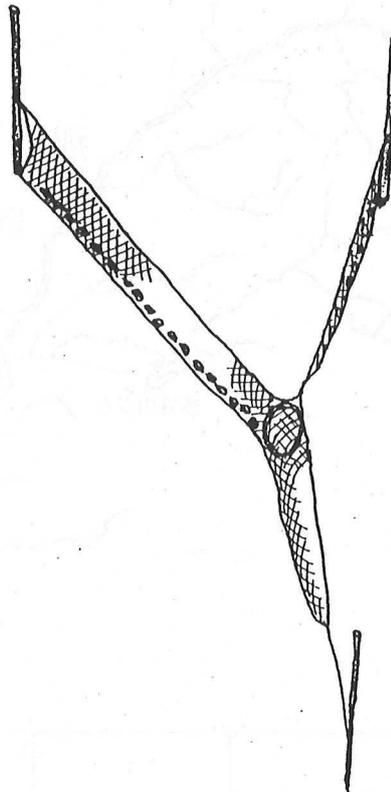
対象魚： もくずがに

主な漁場： 那珂川

参考事項： 最近は市販されているかにかごを使用することが多いが、自作の漁具を使うこともある。1例をあげると、前述の雑魚釜のタイプで、かにかが入りやすくかえしを改良したものや、太い針金で徳利形の枠をつくり、金網を張り、餌を入れたり、かにかをとり出すところをナイロン網で覆うものなどがある。

かに網

漁具の構造：袖網と袋網からなり、袖網には浮子、沈子はなく、網を丸太または竹などで設置し、袖の下部には多くの石を置く。袋網の入口は小供用自転車のリム（径30～20cm）を使って開く。袖網の長さは両袖で15～20m、目合は1目5cm前後、太さは10号、袋網は、長さ2m、目合3.5cm、太さは8号を使用する。



漁法：増水時に、袖網を4～6m開き、袋網を下流に向けて水深90cm程度のところに設置する。流れてくるごみをよけるため、少し離れた位置にごみよけを張る場合がある。

漁期：12～5月

対象魚：もくずがに

主な漁場：那珂川

令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会 東日本ブロック協議会の結果について

令和6年11月26日
茨城県内水面漁場管理委員会事務局

- 1 開催日・場所 令和6年10月31日（木）～11月1日（金）
山形国際ホテル

2 議事及び議決結果

議 事	結 果
(1) 令和7年度提案項目（案）について	
ア 第1回漁場管理対策検討会結果について	承認
イ 提案項目（案）に係るアンケート調査結果について	承認
ウ 提案項目（案）に係る重点課題集計結果について	承認
エ 提案項目（案）の検討及び追加提案項目について （ア）千葉県内水面漁場管理委員会 （イ）茨城県内水面漁場管理委員会 （ウ）福島県内水面漁場管理委員会	承認 文言については 事務局一任
(2) 全国内水面漁場管理委員会連合会第22期役員について （副会長：岩手県 理事：福島県 監事：茨城県 理事：東京都を選出）	承認
(3) 次回東日本ブロック協議会開催県について （令和7年度開催県：千葉県）	承認
(4) その他	なし

○が東日本ブロック協議会選択
下線が本県選択

I 外来魚対策について

- ① 駆除技術等の開発・普及、駆除対策費用予算の確保
- 2 外来生物法の周知徹底、取締り強化・必要予算の確保
- 3 漁業権外水域における駆除等の取組促進、早期の駆除等対応

II 鳥類に対する食害対策について

- ① カワウの国主導による、実効性のある対策の推進
- 2 サギ類の防除対策の実用化・導入促進
- 3 漁協実施の駆除等に係る支援事業予算の充実

III 魚病対策について

- ① アユ魚病対策技術の開発普及・防疫体制の構築、病原菌把握の基本手法の確立・調査の実施
- 2 KHV病制限解除基準の作成
- 3 水産用医薬品実用化開発対策の推進

IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について

- ① 適切な森林管理、適正流量の確保、水辺環境の再生
- 2 適切な排水基準設定・栄養塩管理、殺虫剤等の影響調査及び防止対策
- ③ 大規模災害に強い川づくり、河川整備時等の漁業への配慮
- 4 外来水生生物の異常繁殖の原因究明と防除方法の開発及び除去対策
- 5 国民・児童生徒に対する自然環境保全啓発、河川利用マナーの徹底
- 6 ダム放流水（濁水の長期化・川床の低下・アーマー化）の対策
- ⑦ アユの天然資源回復対策
- 8 気候変動適応策の検討

V 放射性物質による汚染対策について

- 1 汚染実態の長期的な把握
- 2 流通する水産物の安全を国民に周知
- 3 漁業早期再開への対策検討

VI ウナギの資源回復について

- 1 資源管理体制の推進
- 2 シラスウナギの流通透明化、取締機関の連携体制の充実
- ③ 生理生態研究の推進、生息環境の保全・回復、放流手法の確立・放流体制の構築
- 4 シラスウナギの大量生産技術実用化の推進

VII 内水面漁場管理委員会制度の堅持について

- 1 内水面漁場管理委員会制度の堅持
- 2 内水面漁場管理委員会への交付金の維持確保

令和7年度提案項目（案）に係る重点課題集計結果について（東日本ブロック）

提案項目	小項目	各提案項目（Ⅰ～Ⅶ）内の小項目について、①選択した都道府県の数、②多く選択された項目に○印（指定された数だけ○印を入れる）、③特記事項があれば記入する。		
		①数	②選択	③特記事項（あれば）
Ⅰ.外来魚対策		①数	②選択	③特記事項（あれば）
「○」は1つ	1	9	○	駆除対策を継続的に実施するための予算確保を求める声強い。
	2	3		
	3	1		
Ⅱ.鳥類による食害対策		①数	②選択	③特記事項（あれば）
「○」は1つ	1	8	○	広範囲を移動するカワウ対策は国主導での実施を求める。
	2	2		
	3	3		
Ⅲ.魚病対策		①数	②選択	③特記事項（あれば）
「○」は1つ	1	8	○	重要魚種のアユの魚病対策を求める意見複数。
	2	3		
	3	1		
Ⅳ.河川湖沼環境の保全・啓発		①数	②選択	③特記事項（あれば）
「○」は4つ	1	10	○	
	2	1		
	3	10	○	
	4	5		
	5	4		
	6	4		
	7	7	○	
	8	5		
Ⅴ.放射性物質対策		①数	②選択	③特記事項（あれば）
「○」は1つ	1	4		
	2	4		
	3	3		
Ⅵ.ウナギの資源回復		①数	②選択	③特記事項（あれば）
「○」は2つ	1	4		
	2	5		
	3	6	○	
	4	5		
Ⅶ.内水面漁場管理委員会制度		①数	②選択	③特記事項（あれば）
「○」は1つ	1	7		制度維持と予算確保は同義であり、小項目1と2を統合してはどうか。
	2	7		

(別紙様式1)

令和7年度中央省庁提案項目素案に係る意見について

都道府県名 千葉県

項目名 及び 小項目	提案書の前書きの一部文言の修正
意見の内容 及び理由	<p>(意見の内容)</p> <p>提案書の前書きに、内水面漁業の地域に根ざした水産物の供給機能や、河川湖沼の多面的機能の保全などの国民生活と密接に関係する重要性を総括的に記載することを検討いただきたい。</p> <p>(上記意見を述べる理由)</p> <p>現状の提案書は、前書きに委員会の説明と提言提出に至る過程の整理、その後は個別課題の提案項目の整理となっており、前書き部分に総括的な内水面漁業の重要性を記載することで個別の提案項目を強く打ち出すことができると思慮するため。</p> <p>【参考追記案】</p> <p>内水面漁業は、古くから地域の文化に根ざした特色ある水産物を供給する機能のほか、資源の増殖や漁場整備等の取組を通じて、自然環境の保全、気候変動に伴う災害の軽減、地域創生等の課題において複合的な役割を果たしており、これら機能等が将来にわたって適切かつ十分に発揮されることが国民生活を豊かにする上で重要であります。</p>

令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会における

令和7年度提案項目（案）についての意見

茨城県内水面漁場管理委員会

件名	「I 外来魚対策について」へのミシシippアカミミガメの追加
<p>要旨（提案理由）</p> <p>ミシシippアカミミガメ（通称：ミドリガメ）は、ペットとして飼育されていた個体が野外に放たれること等により広く全国に分布し、在来のカメ類や水生植物、魚類、甲殻類等に影響を及ぼしていると推定されている。</p> <p>このため、環境省において本種は平成27年に「緊急対策外来種」に位置付けられ、さらに昨年6月には「条件付き特定外来生物」に指定された。</p> <p>本種は本県の河川湖沼にも生息が確認されているが、特に牛久沼においては近年、同種の急増がみられるとともに、時期を同じくして魚類等の産卵床として重要なガマやヨシなどの水生植物帯が急激に減少していることから、本種による水生植物帯への食害と推測されている。</p> <p>このため、平成30年度から地元市、地元漁協等が中心となって同種の駆除を進めてきたが、予算が限られることなど効果は限定的となっているため、同種の繁殖力の強さを考慮した駆除手法の見直しや、適切な対策が実施できるような事業とさらなる予算の確保が必要となっている。</p>	
<p>提案案（修正案）</p> <p>ミシシippアカミミガメに関し、令和7年度提案項目素案のうち、「I 外来魚対策について」の【趣旨】及び小項目1に、下線部分をそれぞれ追記する。</p> <p>I 外来魚対策について</p> <p>【趣旨】</p> <p>…（前略）…また、魚類の特定外来生物は、令和6年7月1日までにオオクチバス、ブルーギル等の26種が指定され、状況に応じて規制対象種が拡大されてきました。<u>さらに、ミシシippアカミミガメについても令和5年6月に条件付き特定外来生物に指定されました。</u></p> <p>…（後略）…</p> <p>（小項目1）</p> <p>オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュをはじめとした外来魚や<u>ミシシippアカミミガメ</u>の生息状況、生態及び漁業被害の把握と最新の知見を取り入れた効果的な駆除技術等の開発に努めるとともに…（後略）…</p>	

令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会における

令和7年度提案項目(案)についての意見

福島県内水面漁場管理委員会

件名	「Ⅲ 魚病対策について」のうち、コイヘルペスウイルス病に係る修正提案意見
<p>要旨(提案理由)</p> <p>令和7年度提案素案中、「Ⅲ 魚病対策について」の小項目2における修正文章案は「KHV病発生から20年経過したから、既発生の公共用水域における放流・移殖・持ち出しの制限の解除へ向かいましょう」のように、20年経過したことが重要であるというように読めたが、経過年数が重要なのではなく、本項目で大切なのは後半部分と思慮される。</p>	
<p>提出案(修正案)</p> <p>前半部分は「KHV病発生から20年が経過し、発生件数は大幅に減少していることから、コイ資源の再生に向けて・・・」とする文章の方が適当ではないかと考える。</p> <p>あるいは、令和6年度提案文章のままの方が良いのではないかと思慮する。</p>	

資料 No. 4 - 1

漁 第 8 9 8 号
令和 6 年 11 月 15 日

茨城県内水面漁場管理委員会
会長 高杉 則行 殿

茨城県知事 大井川 和彦

令和 5 年度資源管理の状況等の報告について

漁業法第 90 条第 1 項に基づき、漁業権者より報告のあった漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況等について、適切かつ有効に活用していることが確認されましたことを報告します。

漁業権にかかる資源管理の状況等の報告について

令和 6 年 11 月 15 日

茨城県農林水産部漁政課

1 資源管理状況等の報告義務化

- ・漁業権者は漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況等を 1 年に 1 回以上、知事に報告することが義務付けられている。

(漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 90 条第 1 項及び漁業法施行規則(昭和 25 年農林省令第 16 号)第 28 条第 1 項)

- ・知事は、同報告に係る事項に関する意見を付して、1 年に 1 回以上海区漁業調整委員会(※内水面は内水面漁場管理委員会)へ報告することが義務付けられている。

(漁業法第 90 条第 2 項及び漁業法施行規則第 28 条第 3 項)

2 報告の概要

- ・対象期間 令和 5 年 1 月から 12 月までの間
- ・報告期限 3 月 31 日(養殖業)又は漁業協同組合総会終了後 1 ヶ月以内
- ・報告方法 規定の様式による。
- ・報告内容 主に以下の項目について報告

共同漁業権

(1) 資源管理に関する取組の実施状況	(2) 漁獲量その他の漁場活用状況
①漁業関係法令の遵守状況	①漁業の種類ごとの組合員行使権者数
②採捕の制限に関する取組の実施・ 遵守状況	②漁業の種類ごとの延べ操業日数
③資源の増殖に関する取組の実施状況	③採捕者数(遊漁券の販売枚数)
④その他の取組	④魚種別増殖実施量

区画漁業権(魚類)

(1) 資源管理の状況	(2) 生産量その他の漁場の活用状況
①漁業関係法令の遵守状況	①漁場の面積、構造、施設数等
②漁場環境の保全等の取組	②魚種ごとの生産量及び生産金額

区画漁業権(真珠)

(1) 資源管理の状況	(2) 生産量その他の漁場の活用状況
①漁業関係法令の遵守状況	①漁場の面積、構造、施設数等
②漁場環境の保全等の取組	②母貝数、生産量及び生産金額

3 報告結果について

共同漁業権漁場 ※漁業権の公示番号、漁場（河川）、漁業権者（漁協）は P.9 参照

(1) 資源管理に関する取組の実施状況

①漁業関係法令の遵守状況

- ・各漁場とも、漁業権者から行使者（組合員）に対して、漁業法及び県漁業調整規則等、漁業関係法令について指導が行われ、法令が遵守された。

②採捕の制限に関する取組の実施・遵守状況

○共通

- ・各漁場とも、組合員により、漁業の方法、統数又は規模の制限、区域及び期間等について、漁業権行使規則の規定が遵守された。

○第1種共同漁業権漁場

- ・茨内共第19号漁場において、しじみの輪番操業等が行われた。
- ・茨内共第23号漁場において、しじみ保護区域の設定が行われた。
- ・茨内共第24号漁場において、しじみ漁業の漁具・操業期間及び時間・操業区域・全長の制限、えむし漁業の操業区域制限が行われた。

③資源の増殖に関する取組の実施状況

○第1種共同漁業権漁場

- ・茨内共第19号漁場において、しじみ稚貝の保護（再放流）が行われた。
- ・茨内共第23、24号漁場において、しじみ稚貝の種苗放流が行われた。

○第5種共同漁業権漁場

- ・各漁場において、目標増殖量に基づいた漁業権対象種の増殖が行われた。
- ・茨内共第4、5、9～15、17号漁場において、カワウの追い払いが行われた。
- ・茨内共第4、9～13号漁場において外来魚の駆除活動が行われた。

④その他の取組

- ・各漁場において、組合員による定期的な密漁監視活動が行われた。
- ・茨内共第2、4、5、6、12、13号漁場において学生を対象としたふな、あゆ等の放流体験又はさけの採卵見学会、広報誌へのふな放流の写真掲載、茨内共第15号漁場においてアユの友釣り教室が開催されるなど、地元の水産業への理解を深める活動が行われた。
- ・茨内共第1、3、9～14、24号漁場において、組合員、地域住民及び遊漁者等による漁場清掃活動が行われた。
- ・茨内共第3号において、アカミミガメの駆除活動が行われた。

(2) 漁獲量その他の漁場活用状況

①漁業の種類ごとの組合員行使権者数

②漁業の種類ごとの延べ操業日数

・別表 1、2 のとおり。

③採捕者数（遊漁券の発行枚数）

・別表 3 のとおり。

④魚種別増殖実施量

・別表 4 のとおり。

区画漁業権漁場（魚類）

【公示番号：茨内区第 1 号（水戸市谷中池） 漁業権者：(有)小平鯉金魚養殖場】

(1) 資源管理に関する取組の実施状況

①漁業関係法令の遵守状況

・漁業関係法令が遵守された。

②漁場環境の保全等の取組

・池の保守、水質管理が行われた。

(2) 生産量その他の漁場の活用状況

①漁場の面積、構造、施設数等

・漁場面積 : 3,858 m² ・養殖施設構造 : 木材
・養殖施設数 : 1,655 m² ・左のうち使用施設数 : 1,655 m²

②魚類の生産量及び生産金額

・生産量 : めだか 250,000 尾など
・生産金額 : 1 者のみの免許であるため、金額は公表しない

区画漁業権漁場（真珠）

【公示番号：茨内区第 4 号（小野川） 漁業権者：戸田真珠(有)、新利根漁協】

【公示番号：茨内区第 5 号（小野川） 漁業権者：清和真珠(株)、新利根漁協】

【公示番号：茨内区第 6 号（新利根川） 漁業権者：大湖真珠(株)、新利根漁協】

(1) 資源管理に関する取組の実施状況

①漁業関係法令の遵守状況

- ・漁業関係法令が遵守された。

②漁場環境の保全等の取組

- ・養殖数量を適切に管理し、漁場環境を悪化させないように管理された。
- ・養殖施設を適切に管理し、他者の漁業生産活動を妨げていない。

(2) 生産量その他の漁場の活用状況

①漁場の面積、構造、施設数等

茨内区第4号	・養殖施設構造	: フロート式
・漁場面積 : 12,400 m ²		筏式
・養殖施設数: フロート70台、筏20台	・左のうち使用施設数:	フロート60台
・母貝数 : 8,700個		筏20台

茨内区第5号	・養殖施設構造	: 筏式
・漁場面積 : 12,000 m ²	・左のうち使用施設数:	筏5台
・養殖施設数: 筏6台		
・母貝数 : 13,000個		

茨内区第6号	・養殖施設構造	: 筏式
・漁場面積 : 3,000 m ²	・左のうち使用施設数:	筏46台
・養殖施設数: 筏46台		
・母貝数 : 28,000個		

②魚類の生産量及び生産金額

茨内区第4号	
・生産量 : 2,095 匁	
・生産金額 : 実施主体が1者のみの免許であるため、金額は公表しない	

茨内区第5号	
・生産量 : 2 貫目	
・生産金額 : 実施主体が1者のみの免許であるため、金額は公表しない	

茨内区第6号	
・生産量 : 2,500 個	
・生産金額 : 実施主体が1者のみの免許であるため、金額は公表しない	

※ 1 匁=3.75g (真珠4~5個) 1 貫=1,000 匁 (3,750g)

表1 漁業権漁場ごとの漁場活用状況(第1種共同漁業権)

報告期間:令和5年1月~12月

漁場番号	茨内共第1号			茨内共第19号			茨内共第20号			茨内共第21号			茨内共第23号			茨内共第24号		
行使権者数(人)	91			154			80			80			1,426			329		
漁業の名称	延べ 操業 日数 (人・日)	漁獲量 (キログラム)	漁獲金額 (千円)	延べ 操業 日数 (人・日)	漁獲量 (トン)	漁獲金額 (千円)												
えむし													0	0	0	60	0.01	25
しじみ				20	100	0	6	40	0	4	10	0	200	600	0	36,000	1,327	530,800
かき	0	0	0													60	0.01	5
あさり	0	0	0															
はまぐり	0	0	0															
備考	資源保護のため休漁																	

表2 漁業権漁場ごとの漁場活用状況(第5種共同漁業権)

報告期間: 令和5年1月~12月

漁場番号	茨内共第2号	茨内共第3号	茨内共第4号	茨内共第5号	茨内共第6号	茨内共第9号	茨内共第10号	茨内共第11号	茨内共第12号	茨内共第13号	茨内共第14号	茨内共第15号	茨内共第17号
行使権者数(人)	66	52	325	251	200	107	107	107	93	1,426	329	3,559	305
漁業の名称	延べ操業日数(人・日)												
えび	0	930				0	0		24	1,290	189		
こい	0	600	555	83	60	120	55	350	40	630	233	650	0
ふな	15	600	2,345	1,870	80	825	185	1,050	82	831	201	1,200	9
うなぎ		930	2,880	1,985	700			600		37,040	3,089	1,800	9
わかさぎ	0	540				0	0		120	151	65		9
もつご		930	495	560	50								
ひがい			0	0									
たなご		930	210	110	125	0	0						
うぐい			0	0						3,013	80	200	0
にごい			0	6					0	155			
どじょう			720	500	70	205	0						
なまず			200	120									
あゆ			0	512					0	60,503	30	14,000	6
おいかわ		0	75	180	30				0	12,016	5	100	0
ぼら			0	0						823	73		
はぜ									0	2,330	265	550	0
かじか										4,512			
やまめ										1,234		1,000	36
いわな												80	0
もろこ		930							0				
さくらます										616		90	
備考													

表3 遊漁券発行状況

漁業権漁場	種 類	発行枚数	
		日券	年券
茨内共第2号	雑魚券	日券	0
		年券	1
茨内共第3号	雑魚券	日券	1,034
		年券	141
茨内共第4～6号	あゆ券	日券	0
		年券	6
	雑魚券	日券	15
		年券	45
茨内共第9～11号	雑魚券	日券	103
		年券	16
茨内共第12号	あゆ券	日券	0
		年券	0
	雑魚券	日券	7
		年券	102
茨内共第13号	あゆ、やまめ券	日券	128
		年券	169
	さくらます券	日券	1
		年券	20
	雑魚券	日券	192
		年券	83
	投網券	日券	3
		年券	65
茨内共第14号	雑魚券	日券	155
		年券	14
茨内共第15号	あゆ、やまめ、いわな券	日券	2,164
		年券	526
	さくらます券	日券	2
		年券	9
	雑魚券	日券	127
		年券	70
	投網券	日券	9
		年券	11
茨内共第17号	あゆ、やまめ、いわな券	日券	772
		年券	262
	雑魚券	日券	141
		年券	8

表4 魚種別増殖実施量

報告期間：令和5年1月～12月

：漁業権非対象種

：目標増殖量公示無しの種類

漁場番号		茨内共第2号	茨内共第3号	茨内共第4号	茨内共第5号	茨内共第6号	茨内共第9号	茨内共第10号	茨内共第11号	茨内共第12号	茨内共第13号	茨内共第14号	茨内共第15号	茨内共第17号
ふな	公示	500kg	200kg	435kg	225kg	40kg	300kg	100kg	100kg	360kg	150kg	200kg	350kg	350kg
	実績	550kg	350kg	385kg	225kg	90kg	300kg	100kg	100kg	360kg	100kg	200kg	350kg	300kg
うなぎ	公示		30kg	38kg	38kg	4kg			10kg		150kg	100kg	100kg	5kg
	実績		35kg	38kg	38kg	4kg			10kg		150kg	100kg	100kg	5kg
わかさぎ	公示		500万粒				50万粒	50万粒		200万粒	300万粒	1,000万粒		100万粒
	実績		-				-	-		260万粒	-	-		-
たなご	公示													
	実績													
うぐい	公示												470kg	
	実績										河床耕耘		470kg 産卵場造成	
あゆ	公示				200kg						300kg	10kg	2,000kg	300kg
	実績				200kg						370kg	-	2,020kg 産卵場造成	250kg
かじか	公示										1,000尾			
	実績										1,145尾			
やまめ稚魚	公示										5,000尾		40,000尾	
	実績										5,000尾		40,000尾	
やまめ成魚	公示												800kg	800kg
	実績												800kg	750kg
いwana稚魚	公示												3,000尾	
	実績												-	
いwana成魚	公示													
	実績													
さくらます	公示										150kg		100kg	
	実績										100kg		100kg	
備考											しじみ100 kg			

内水面における第1種及び第5種共同漁業の漁場計画(平成26年から令和5年)概要

1. 公示番号 (茨内共)	1	19	20	21	23	24	1. 公示番号 (茨内共)	2	3	4	5	6	9	10	11	12	13	14	15	17	
(1) 漁業種類等	第1種共同漁業						(1) 漁業種類等	第5種共同漁業													
ア 漁業種類	第1種共同漁業						ア 漁業種類	第5種共同漁業													
えむし					○	○	えむし														
しじみ		○	○	○	○	○	しじみ														
かき	○					○	かき														
あさり	○						あさり														
はまぐり	○						はまぐり														
えび							えび	○	○				○	○		○	○	○	○		
こい							こい	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ふな							ふな	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
うなぎ							うなぎ		○	○	○	○			○		○	○	○	○	
わかさぎ							わかさぎ	○	○				○	○		○	○	○	○		○
もつご							もつご		○	○	○	○									
ひがい							ひがい			○	○										
たなご							たなご		○	○	○	○	○	○							
うぐい							うぐい			○	○							○	○	○	○
にごい							にごい			○	○					○	○				
どじょう							どじょう			○	○	○	○	○							
なまず							なまず			○	○										
あゆ							あゆ			○	○					○	○	○	○	○	○
おいかわ							おいかわ		○	○	○	○				○	○	○	○	○	○
ぼら							ぼら			○	○						○	○	○		
はぜ							はぜ									○	○	○	○	○	○
かじか							かじか										○				
やまめ							やまめ										○			○	○
いわな							いわな													○	○
もろこ							もろこ		○							○					
さくらます							さくらます										○			○	
ウ 漁業時期	1月1日から12月31日まで						ウ 漁業時期	1月1日から12月31日まで													
(2) 漁場の位置 (代表河川名)	利根川	小貝川	鬼怒川	飯沼川 仁連川	那珂川	湊沼 湊沼川	(2) 漁場の位置 (代表河川名)	常陸利根川 利根川	牛久沼 谷田川	小貝川	鬼怒川	飯沼川 仁連川	新利根川	小野川	利根川	桜川	那珂川 緒川	湊沼 湊沼川	久慈川	大北川	
3. 漁業権者(漁協)	はさき	関東 小貝川	関東	関東	那珂川 那珂川第 一	大湊沼	3. 漁業権者(漁協)	常陸川	牛久沼	鬼怒小貝 関東 鬼怒利根 小貝川	鬼怒小貝 関東 鬼怒利根	鬼怒小貝 関東	新利根	新利根	新利根	桜川 霞ヶ浦	那珂川 那珂川第 一	大湊沼	久慈川	大北川	
4. 免許日	平成26年1月1日						4. 免許日	平成26年1月1日													
5. 存続期間	平成26年1月1日から令和5年12月31日まで						5. 存続期間	平成26年1月1日から令和5年12月31日まで													

資料No. 5

令和6年11月26日
内水面漁場管理委員会

涸沼におけるヤマトシジミの調査報告

茨城県水産試験場内水面支場

本日の内容

- 1 涸沼におけるヤマトシジミ漁業
- 2 ヤマトシジミの調査について
- 3 ヤマトシジミの種苗生産について

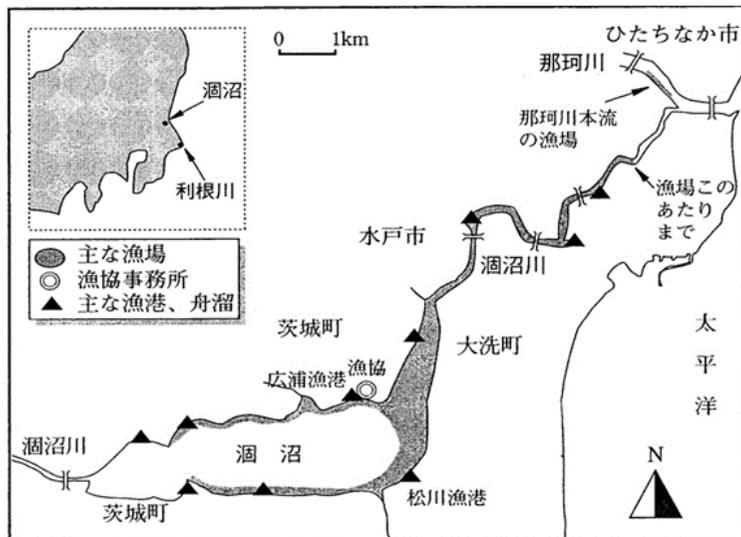
本日の内容

- 1 涸沼におけるヤマトシジミ漁業
- 2 ヤマトシジミの調査について
- 3 ヤマトシジミの種苗生産について

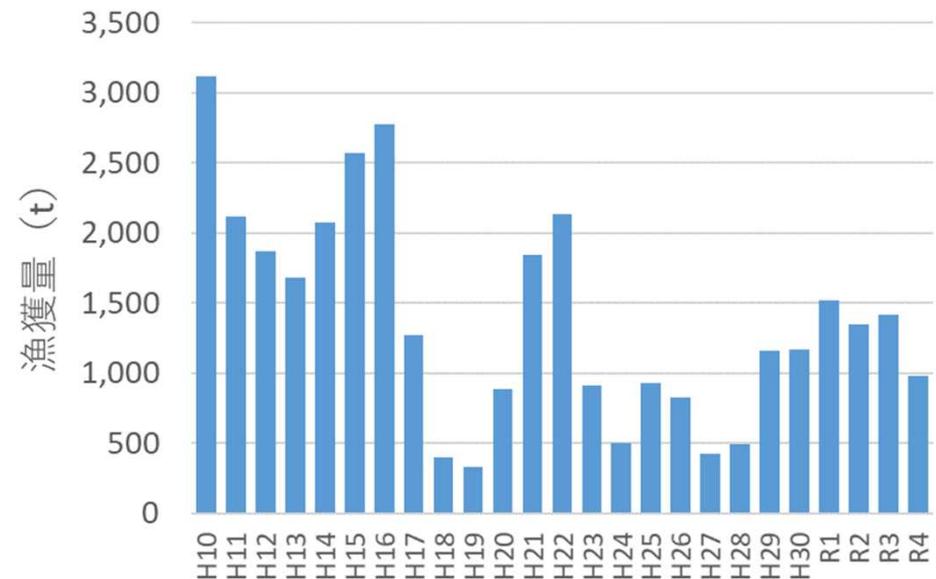
1 涸沼におけるヤマトシジミ漁業



- 涸沼、涸沼川で漁獲
- 漁場は涸沼の湖岸沿いと涸沼川
- 令和4年の生産量は977tで
全国第3位（1位島根、2位青森）



出典：大涸沼漁協HP



涸沼・涸沼川における漁獲量

出典：農林水産統計 3

1 涸沼におけるヤマトシジミ漁業

○しじみかき漁

- ・ 第1種共同漁業権に基づく操業
- ・ カッターと呼ばれる爪のついた金属製のカゴに長竿をつけたものを使用
- ・ 船外機等の動力を用いない、人力のみによる手掻き操業で行われている



○H19年制定

- ・ 漁協の定める自主管理基準
(殻幅12mm以上、選別徹底等)
による漁獲物が対象



1人掻き



2人掻き (かぐらさん)
(12月10日～3月31日のみ) 4

本日の内容

- 1 瀬沼におけるヤマトシジミ漁業
- 2 ヤマトシジミの調査について
- 3 ヤマトシジミの種苗生産について

2 ヤマトシジミの調査について

(1) 水質環境調査

大谷川沖定点で水温・塩分を連続観測（周年）

(2) シジミ分布状況調査（夏季・秋季）

①現存資源量調査：採泥により成貝を中心としたシジミの現存資源量を把握（夏季）。

②稚貝発生状況調査：採泥により稚貝発生状況を把握（秋季）。

(3) 漁獲物及び漁獲状況調査（周年）

①漁獲物調査：漁獲されたシジミの大きさ、成熟・産卵状況を調査。

②漁獲状況調査：漁獲日誌の依頼（国土交通省常陸河川事務所と共同実施）及び漁模様の聞き取り（周年）。

2 ヤマトシジミの調査について

○水質環境調査（令和6年）

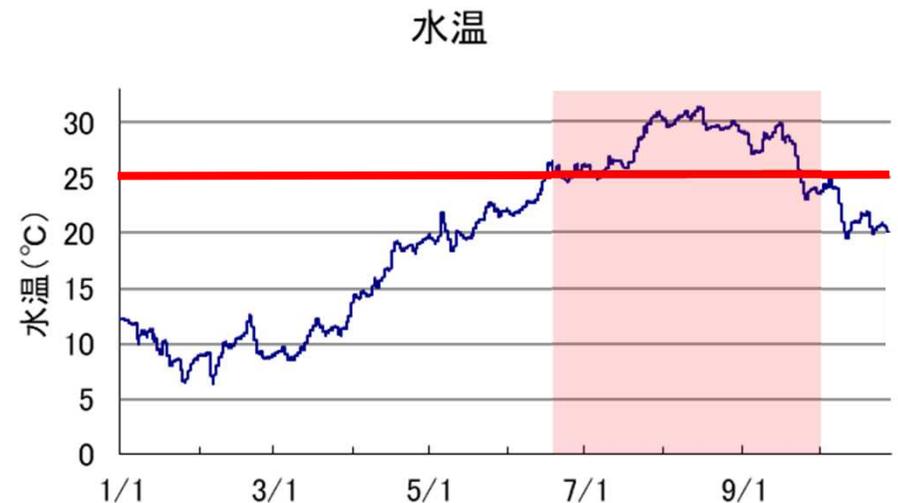


- 水温は、
6月下旬～9月下旬に25℃以上の値を観測。
- 塩分は、
6月下旬～7月上旬：概ね2.5～10psu
7月中旬～8月中旬：概ね10psu以上
8月下旬～9月下旬：概ね2.5～10psu

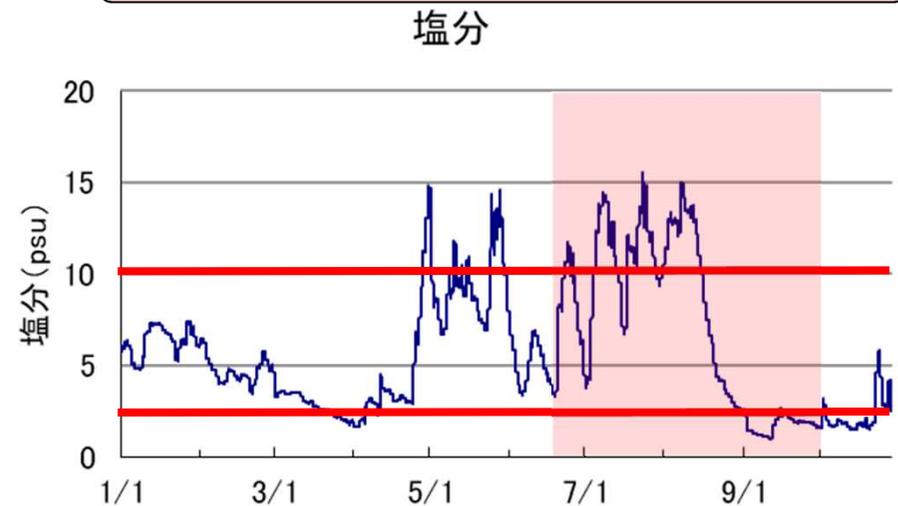
※ シジミの産卵条件

適水温：25℃～31℃（特に27℃～31℃）

適塩分：2.5～10psu



6月下旬～9月下旬が概ね産卵適水温・適塩分



2 ヤマトシジミの調査について

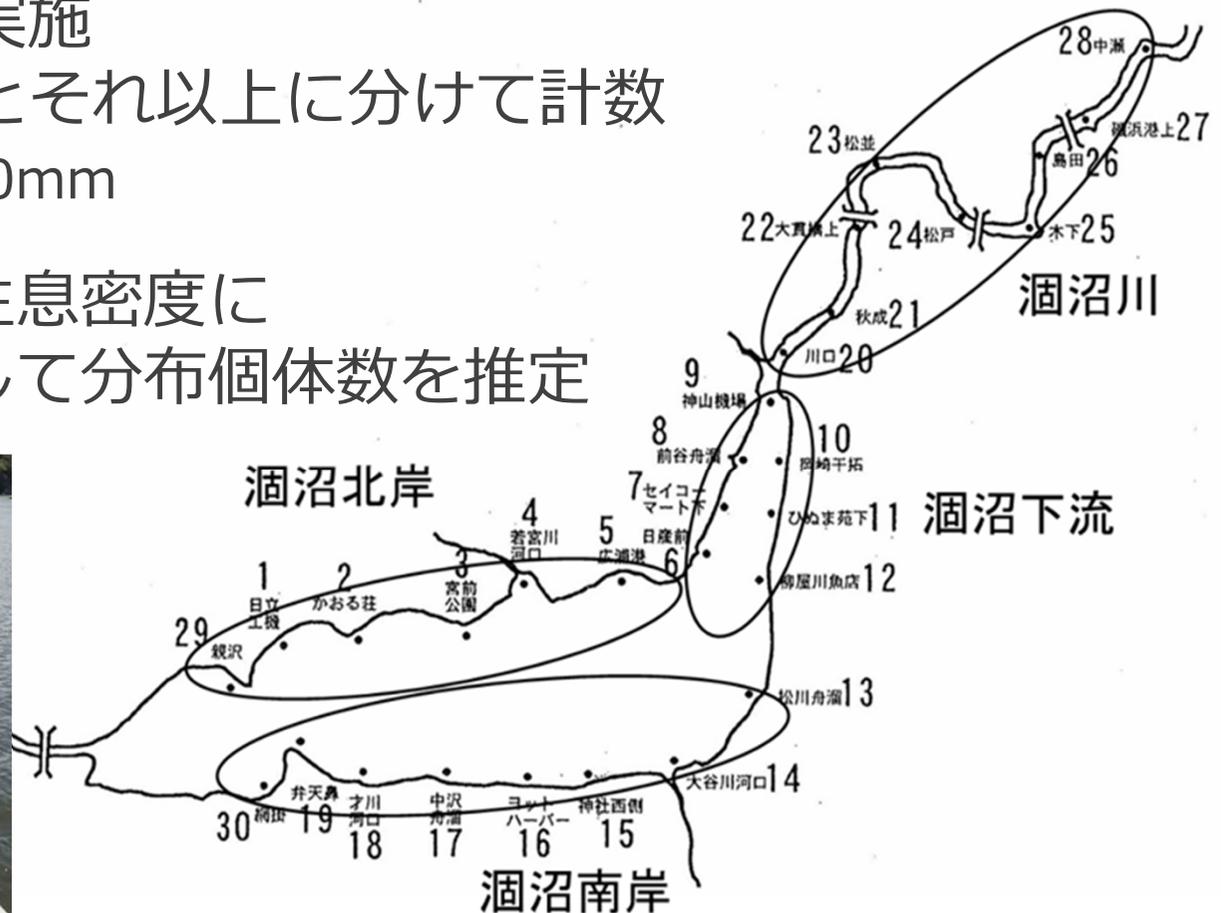
○現存資源量調査（漁協と共同で実施）

- ・ 夏季に採泥調査を実施
- ・ 漁獲サイズ※未満とそれ以上に分けて計数
※ 殻幅12mm≒殻長20mm

➔ 1 m²あたりの生息密度に
生息面積を乗じて分布個体数を推定



現存資源量調査の様子



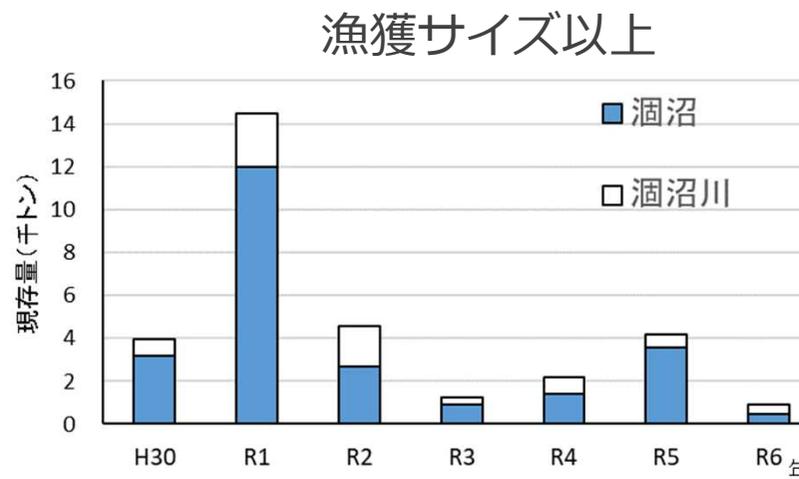
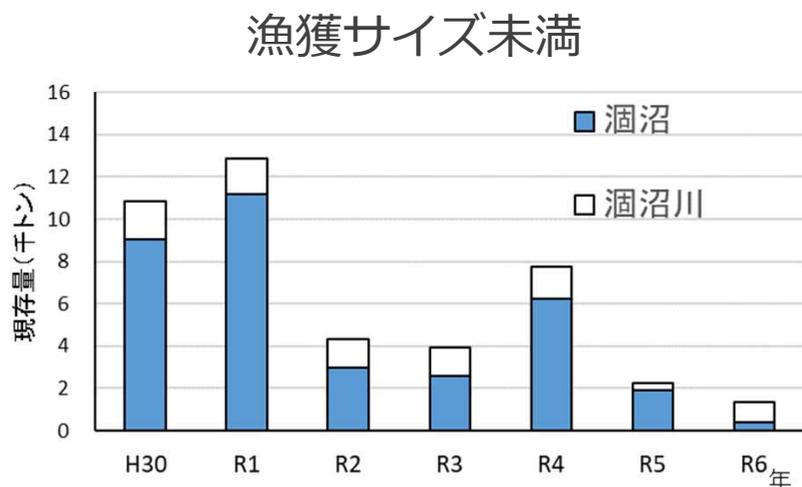
2 ヤマトシジミの調査について

○令和6年度の現存資源量調査結果

- 令和6年の推定現存資源量は、
漁獲サイズ※未満 : 1,324t
漁獲サイズ 以上 : 913t

※ 殻幅12mm≧殻長20mm

- 現存資源量はH30年～R1年に増加し、R1年に最大27,300t



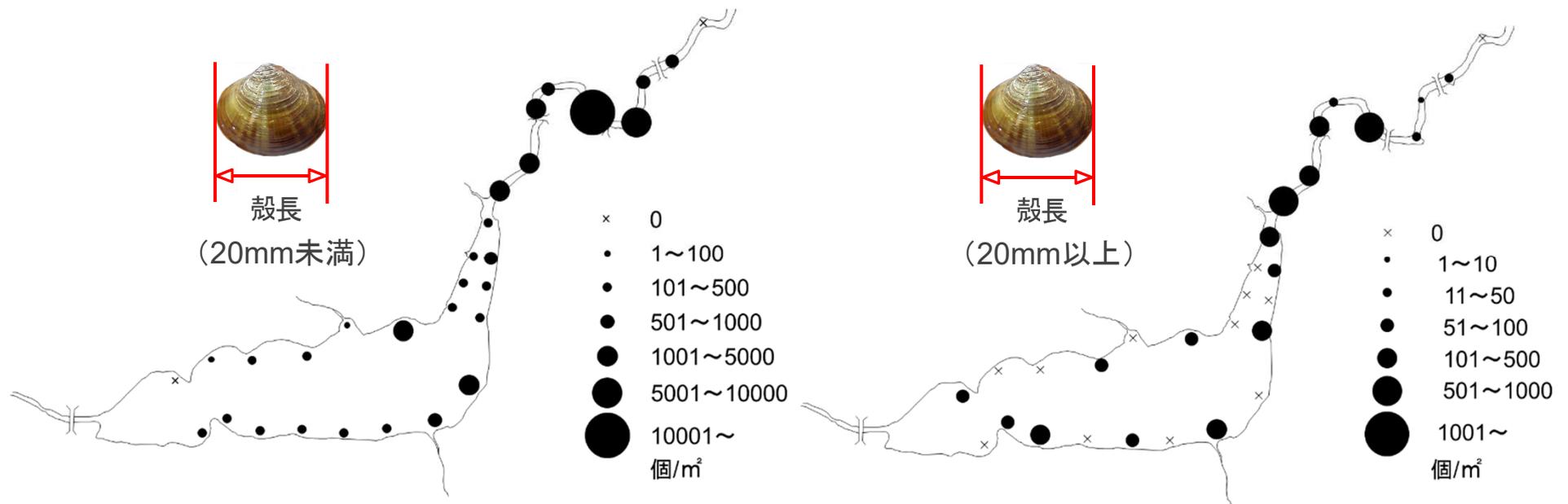
現存資源量の推移

2 ヤマトシジミの調査について

○令和6年度の現存資源量調査結果

令和6年の分布状況は、漁獲サイズ未満及びそれ以上とも、

- ・ 涸沼では、全体的に密度が低い
- ・ 涸沼川では、密度は上・中流域 > 下流域



地点別現存資源量

2 ヤマトシジミの調査について

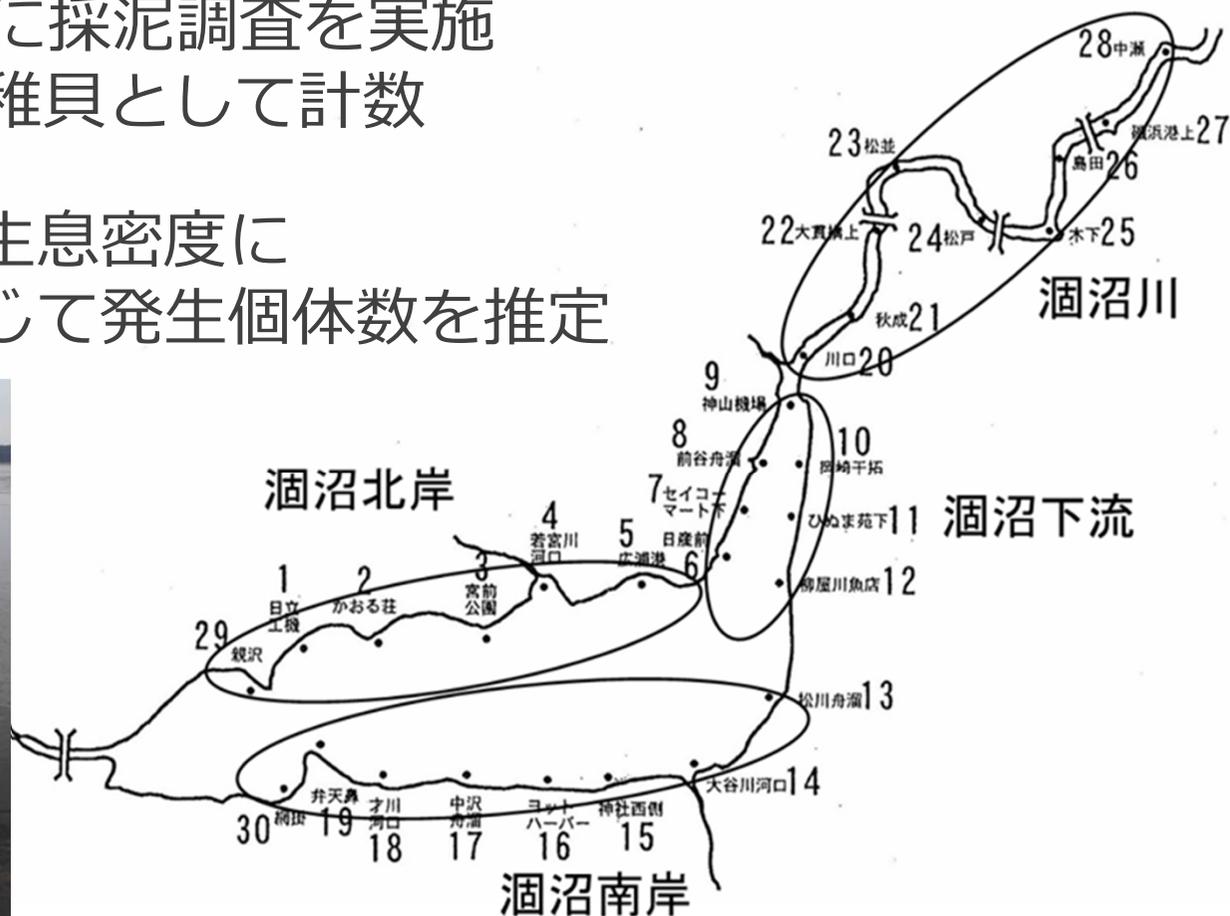
○稚貝発生状況調査（漁協と共同で実施）

- ・ 毎年産卵後の秋季に採泥調査を実施
- ・ 殻長 6 mm 未満を稚貝として計数

➔ 1 m²あたりの生息密度に
生息面積を乗じて発生個体数を推定



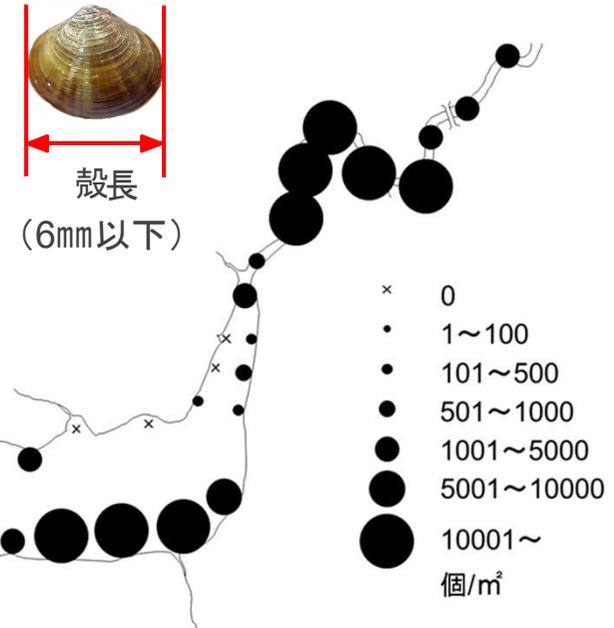
稚貝発生状況調査の様子



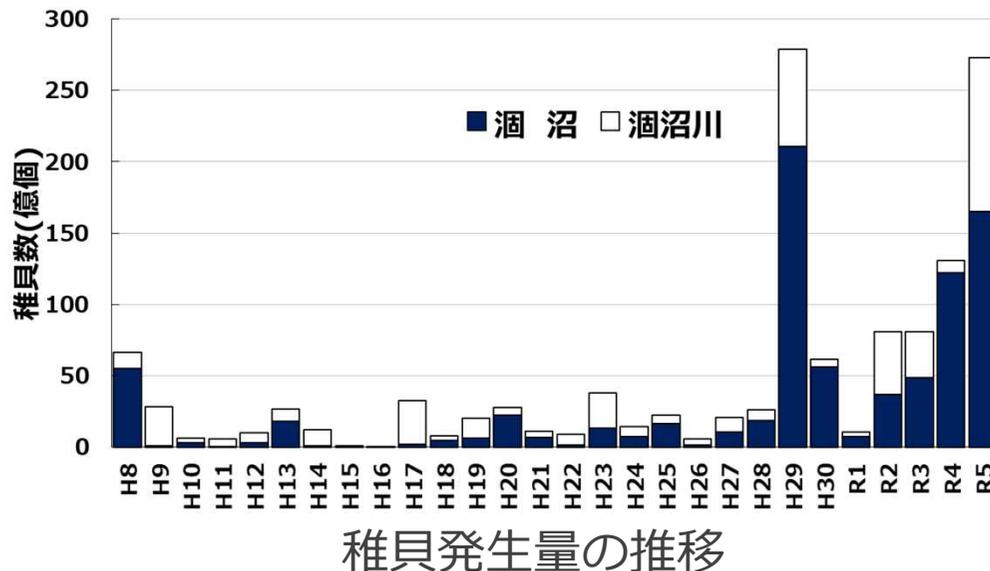
2 ヤマトシジミの調査について

○令和5年度の稚貝発生状況調査結果

- ・ 広範囲で稚貝が発生
→分布量は、潟沼では、南岸>北岸
潟沼川では、中流域>下流域
- ・ 発生量は約272億個
過去2番目の高水準の発生



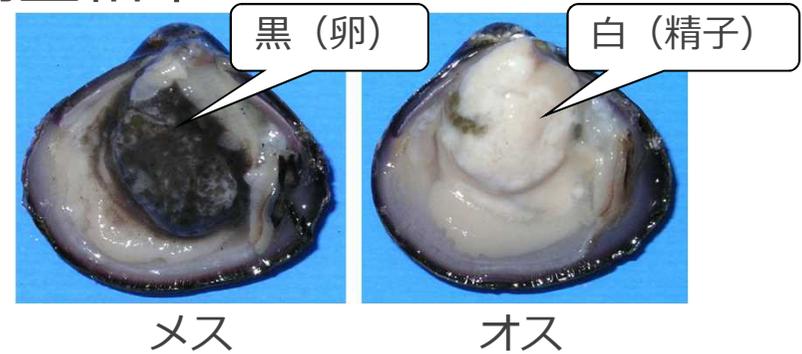
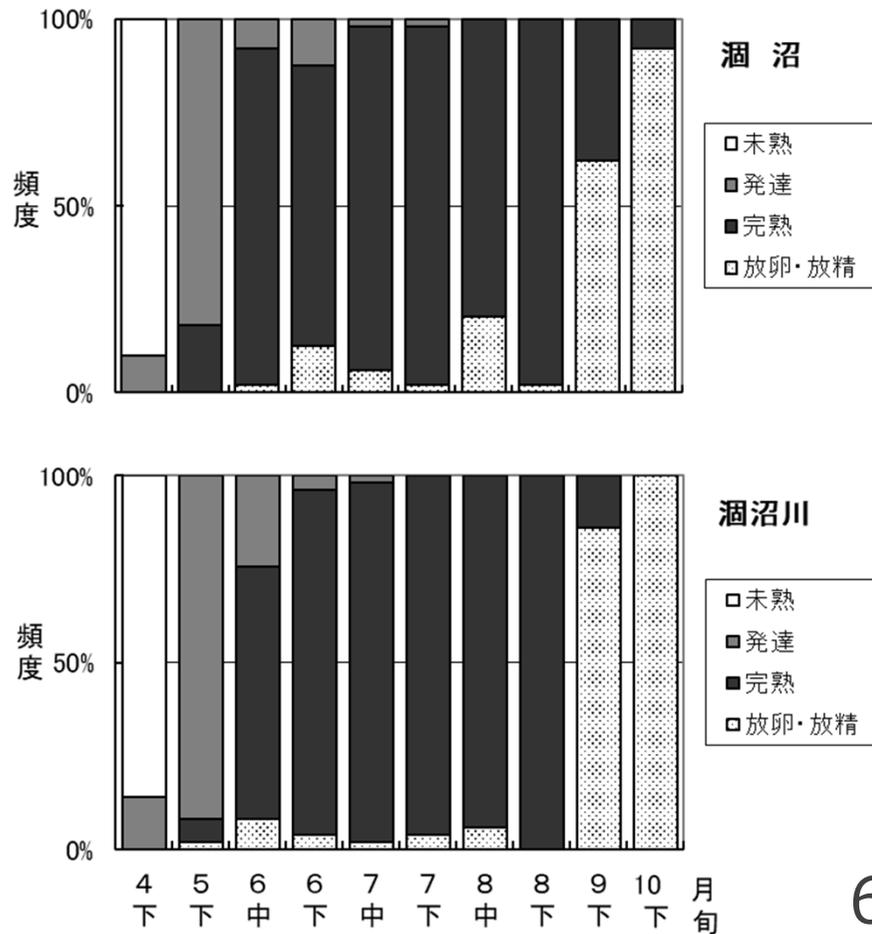
地点別稚貝発生量



令和6年は10月30日に実施
→現在分析中

2 ヤマトシジミの調査について

○令和6年度の漁獲物及び漁獲状況調査結果



- 5月下旬に完熟個体を確認
- 6月中旬に50%以上が完熟
- 6月中旬から放卵・放精後の個体がわずかにみられた
- 9月下旬に50%以上が放卵・放精



6月上旬～8月下旬が産卵盛期と推察

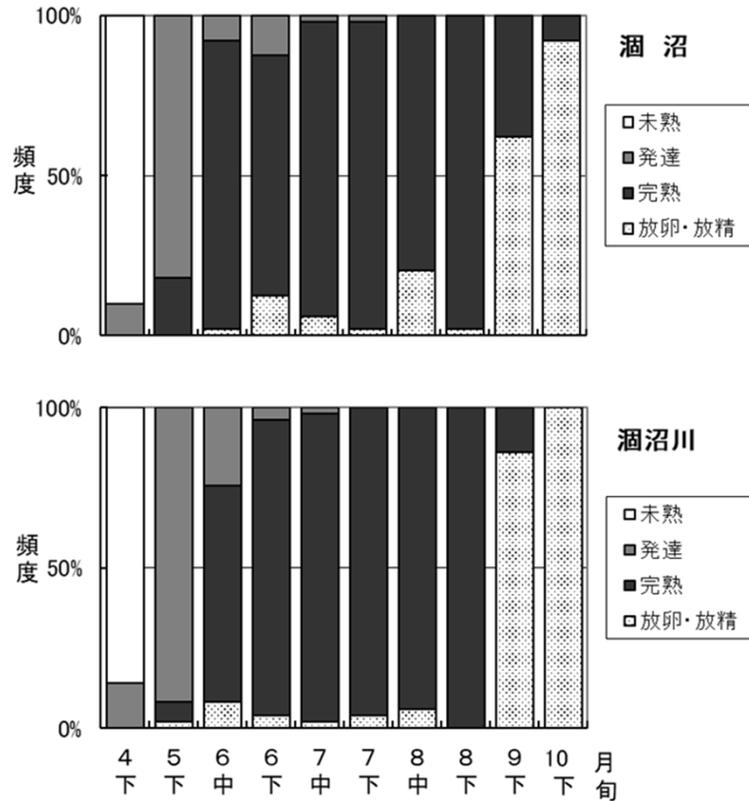
操業日誌のデータは来年取りまとめ (国交省)

本日の内容

- 1 瀬沼におけるヤマトシジミ漁業
- 2 ヤマトシジミの調査について
- 3 ヤマトシジミの種苗生産について

3 ヤマトシジミの種苗生産について

- ◆ ヤマトシジミ資源の底支えを目的に種苗生産を実施！
→ 自然界で減耗率の高い『受精～着底稚貝』を守る！
- ◆ 良質な種苗を得るために、
親貝の成熟状況を確認。
→ R6年は6月中旬～8月が適期。



■ 令和6年度のヤマトシジミの人工採卵

◆ 人工採卵のポイントは3点！

- ① 親貝の状況：放精および放卵できる成熟状況か確認。
- ② 水温：28℃で受精。
- ③ 塩分：0.8%の塩分がないと受精ができない。

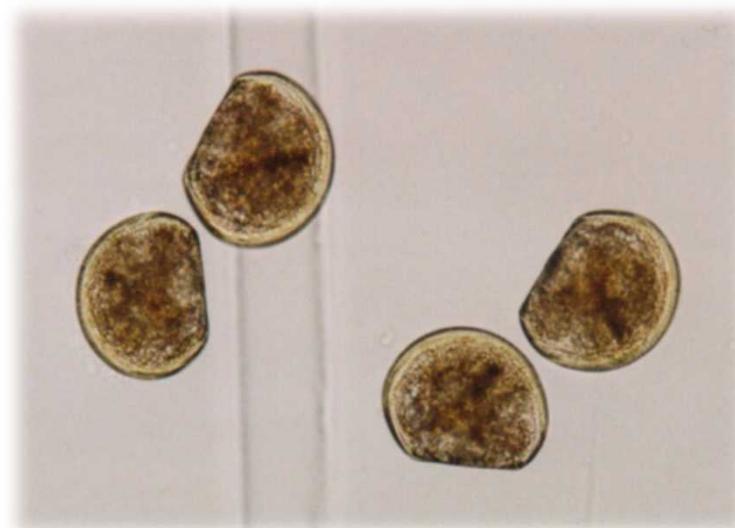
R6年度の状況

高水温

高塩分

◆ 令和6年度の人工採卵状況

- ・ 6月中旬から完熟個体の出現を確認。
- ・ 下石崎施設では6月27日～8月5日、中石崎施設6月25～7月4日に人工採卵実施。



浮遊幼生が発生し、約1週間で着底を確認
→ 涸沼の湖水で稚貝育成。

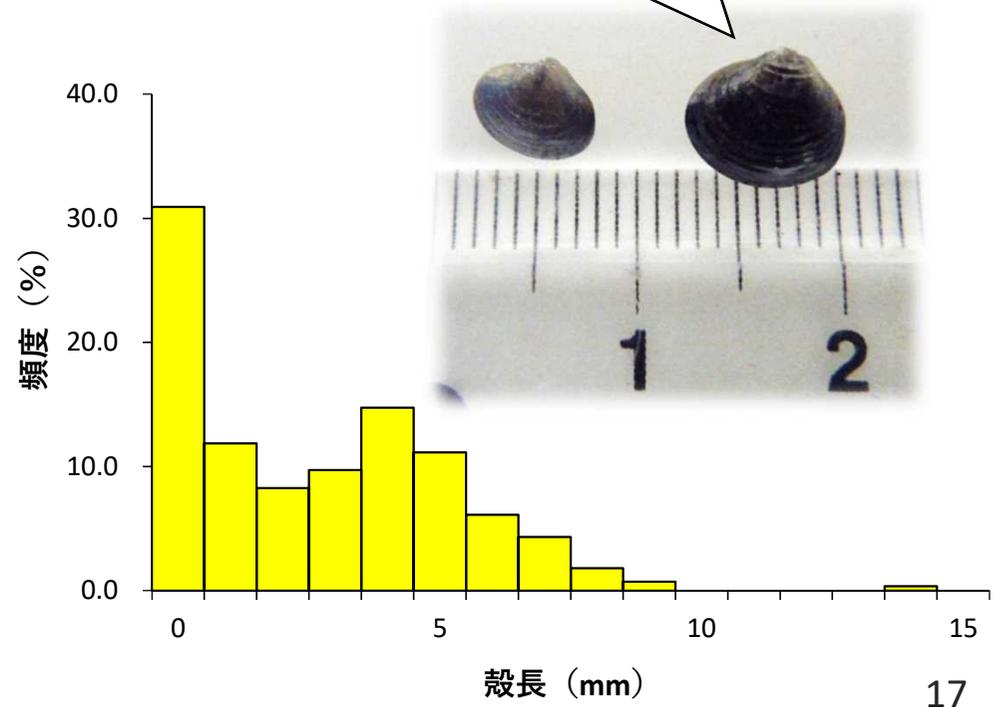
■ 令和6年度のヤマトシジミの稚貝放流に向けて

◆ 令和6年度の稚貝育成状況

- ・ 人工採卵から約4ヶ月経過した10月28日に稚貝を計数。
→ **約34百万個の稚貝**を確認し放流適地へ放流予定。
※ 例年、放流の様子は茨城新聞等メディアに取り上げられ、広報できている。



R6年度の稚貝の成長は例年度並み！





ありがとうございました